

広報



特集 税のナゼ

絵本の世界へ小旅行

おおえ図書館倶楽部と教育委員会の主催による「秋の図書館まつり」が、11月19日に中央公民館で開催されました。この日は鶴岡市出身の絵本作家・つちだよしはるさん（写真左）を迎え、大勢の親子が参加。「つちだ先生と絵をかこう」のコーナーでは、町民ホールに敷かれた長さ約4メートルの大きな紙に、つちださんと子どもたちが一緒になって絵を描き、バラエティ豊かな絵本の世界をつくりあげていました。



平成29年

12

No. 682

税のナゼ

～オトナの租税教室～



昨年、本郷東小学校でおこなわれた「租税教室」の様子

日本で消費税が初めて導入されたのは、平成元年4月1日のこと。当時のことを印象深く記憶されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この日以降、私たちにとって税というものが一段と身近に感じられるようになりました。

暮らしの中のさまざまな場面で耳にする、税金の話。税一般をさす用語としては、「租税」という言葉が使われます。お店や金融機関で納めた税金はどこに行くのか、税金の額はどのようにして決まっているのか……今回は私たちの暮らしを支える税について、町の税金の概要と、税に対するよくある疑問への回答をご紹介します。

税金はなぜ必要なのか

私たちの普段の生活に欠かせないのが、道路や水道などのライフライン、警察・消防やごみ処理、道路の除雪といった公共サービスです。いずれも健康で豊かな暮らしを営むために必要不可欠なものです。民間企業では採算などの問題で提供しにくいのが現実。そのため、こうしたサービスは国や県、そして町が担っています。

いろいろな場面で私たちが納めている税は、公共サービスに必要な費用をまかなっている大切なお金であり、言い換えれば、みんなが安心して社会生活を送るための「会費」のようなものといえます。

生活の中に税は生きる

本町の昨年度の一般会計歳出総額は、およそ55億6千万円。町民一人あたりに換算すると、1年間に約65万円が使われたこととなります。これに対して、町の収入である歳入総額は約58億1千万円であり、このうち町民の皆さんに納めていただいた税金は、約7億8千万円です。こちらも一人あたりの金額にすると、

町の税金の使い道

～税金の収入が1万円だとしたら?～



総務費 2,120円

町営バスの運行や積み立てなどの費用



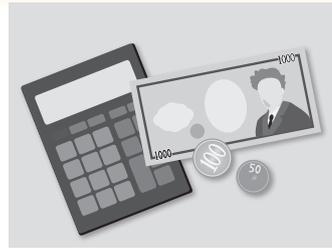
民生費 2,080円

高齢者、障害者、児童などの福祉のための費用



土木費 1,230円

道路、河川、公園などの整備・管理、除雪のための費用



公債費 1,150円

国や金融機関から借りたお金の返済費用



教育費 1,070円

小中学校や生涯学習、スポーツ推進などの費用



農林水産業費 780円

農業や林業の振興、土地改良事業などの費用



衛生費 540円

保健衛生やごみ処理などのための費用



消防費 480円

消防活動や消火栓の整備などのための費用

その他 550円

商工業の振興や各種観光イベント、労働者への金融対策、議会などの費用

※町の税収入を1万円と仮定したときの各分野の支出金額を、平成28年度一般会計決算の一般財源の割合から計算しています。

税金がなくなったら…

税金の額はおよそ9万円。この収入は、国や県からの交付金や借金に頼らない、町独自の収入であるといえます。

教育、消防、道路整備、社会福祉など、町ではあらゆる分野で多くの事業をおこなっていますが、税金はそのためのお金として大切に使われています。

できるだけ少ない負担で、誰もが便利で暮らしやすい環境をつくっていくために、税の仕組みは整えられています。もしも、税というシステムがなくなったら、町はどうなるのでしょうか。

学校の授業で使用する教科書や資料の購入費、家庭ごみの収集、道路の整備や維持、冬季の道路除雪など、これまで当たり前のように無料で、あるいは少ない負担で受けられていたサービスに多額のお金を支払わなければならなくなるかもしれません。また、サービスを特に必要とする方だけに重い負担のしかかってしまう可能性もあります。

生活を営むために必要な公共サービスが受けられない、もしくはその

費用を支払うために生活が苦しくなってしまう、そんな状況に陥る人がいないように、税にはさまざまな種類が設けられ、公平に負担していただくための工夫が施されています。

町を支える税金の種類

一口に税金といっても多くの種類があり、その数は全部で約50種類です。それぞれ、課税される対象や納める人、納める方法などが異なります。性質が似ている税金でも、どこに納めるかの違いによって種類が分かれている場合もあります。例えば、普段の生活でよく耳にする消費税や所得税などは、国に納める税金なので「国税」と呼ばれています。自動車税や事業税など、県の収入となる税金は「県税」、町に納める税金は「町税」です。

町民の皆さんに納めていただく町税にも、いくつかの種類があります。個人や法人の収入にかかる町民税、土地や建物などにかかる固定資産税、軽自動車などの車両にかかる軽自動車税などが主なもので、これらは、税を負担する人が町に直接納める「直接税」に分類されます。生活に身近なものとしては、たばこを購

軽自動車税

毎年4月1日現在所有する車両について、持ち主の方に納めていただく税金です。平成28年度に税率が変更され、主な税率は下記のとおりとなりました。

二輪車・小型特殊自動車など

種別	税率(年額)	
原動機付自転車	原付一種 (50cc以下)	2,000円
	原付二種乙 (90cc以下)	
	原付二種甲 (125cc以下)	2,400円
	三輪以上のもの (50cc以下)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他のもの	5,900円
軽自動車	二輪のもの (250cc以下)	3,600円
	その他 (雪上車など)	
二輪の小型自動車 (総排気量250cc超)	6,000円	

三輪および四輪の軽自動車

種別		税率 (年額)				
		①	②	③		
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- ①平成27年3月31日までに最初の新規登録をした車両
- ②平成27年4月1日以後に最初の新規登録をした車両
- ③最初の新規検査から13年を経過した車両 (重課税率)

今年度、燃費や排出ガスが一定の基準を満たす車両には、「グリーン化特例」軽課税率が適用されています。

まちの主な税金

町民税・県民税

毎年1月1日現在、町内に住所を有している方に、前年1年間の所得をもとに計算した税額を納めていただく税金です。県民税は町民税と一緒に町に納めていただき、その後町から県に納付されます。

均等割	対象となる方全員が同額を納付 (町民税3,500円、県民税2,500円)
所得割	税金のかかる対象の所得金額に、町民税6%、県民税4%の税率をかけた金額を納付

固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に、固定資産の評価額(※)をもとに計算した税額を納めていただく税金です。都市計画税は、都市計画用途地域内などの土地・家屋を所有している方に課税されます。

○税率/固定資産税：1.4% 都市計画税：0.13%

※土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直しをおこなうことになっており、平成30年度はこの「評価替え」の年度となります。

入るときにかかる町たばこ税、温泉に入浴する際にかかる「入湯税」があります。これらは消費税と同じように、皆さんが支払った税を事業者がまとめて納付するため「間接税」と呼ばれています。

負担を公平にするには

納める税の金額は、税金がかかる対象となる金額に一定の税率をかけた金額が基本となります。

しかし、仮にすべての人が同じ額の税金を納めなければならぬとしたら、収入の少ない人にとっては非常に大きな負担を強いられることとなります。このように、一部の人の生活が圧迫されるのを防ぐため、特定の条件を満たす人の負担を減らす仕組みが設けられています。

例えば所得税や町民税の所得割の場合、税額は1年間に得た収入額に応じて決まります。収入の多い人ほど税金の額は大きくなり、一方で、収入が一定の額に満たない人は税金がかからなくなります。

また、家族を自分の収入で養っていたり、入院などで多額の医療費がかかったりした場合には、税の申告をする際に収入額からその出費に見

合った金額を差し引く「所得控除」を受けることで、負担を軽減することができます。

万が一、地震や洪水などの大規模な災害に見舞われ、住宅などに大きな被害を受けたり、収入が激減して生活保護を受ける必要が生じたりしてしまうと、決められた税金を納付するのが困難になることがあります。こうした場合には、申請することで税額が減額、もしくは免除される制度もあります。

忘れずに正しく申告を

毎年「3月15日」という日付に、ピンとくる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この日は、所得税の確定申告と納付の期限日。この申告期限に合わせて、町では3月15日までの約1カ月半の間、町民税の申告相談を実施しています。

所得税や町県民税の申告は、1年間の収入金額と、経費や所得控除額などを集計し、税額を決定するための大切な手続きです。しかも、申告によって左右されるのは、税金の額だけではありません。

税務署や町に申告した所得などの情報は、生活にかかわるさまざまな

まちの税金

Q&A



Q1 「確定申告」のほかに「町県民税申告」もあるそうですが、両方しなければならぬのですか？

A1 1年間の所得と、それにかかる所得税額を税務署に申告するのが確定申告です。確定申告が不要となる条件を満たす方でも、町県民税の税額を計算するために町へ申告することが必要な場合があります。(詳しくは6ページをご覧ください)

Q2 パートで働いていますが、収入がいくらまでなら配偶者控除を受けられますか？

A2 配偶者控除の対象となるのは、所得が38万円以内の配偶者です。給与収入だけの場合、年間103万円までであれば対象となります。この収入を越えた場合でも、金額に応じて配偶者特別控除が受けられる場合があります。
※配偶者控除については、平成29年度税制改正により控除額などの見直しがおこなわれました。この改正は平成30年分の所得税、平成31年度の町県民税から適用されます。

Q3 申告や年末調整の際に子どもを扶養親族にしても、所得控除の額は変わらないので、扶養親族の欄に記入しなくても良いのでしょうか？

A3 16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません、町県民税の課税の有無や、子ども医療証、児童手当の支給などの判定にも影響しますので、お子さんを扶養されている方は必ず記入してください。

Q4 バイクを廃車したはずなのに、軽自動車税の納税通知書が届いたのですが、どうしてでしょうか？

A4 軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している車両について課税されます。また、廃車したり譲渡したりした場合でも、廃車や名義変更の手続きをしていないと、自分が所有していない車両でも毎年課税されてしまいます。忘れずに手続きをおこなってください。

Q5 税金を納めないまま納期限が過ぎてしまうと、どうなるのでしょうか？

A5 納期限が過ぎても町税が納付されない場合、町から対象者に督促状を送付します。その後は、納付の際に督促手数料が加算されます。さらに、納期限から経過した日数に応じて延滞金も加算されてしまいますので、忘れずに納期限までに納付してください。町税の納付には、口座振替をご利用いただくと便利です。

Q6 税金を納めるのが難しくなってしまったときはどうすれば良いのでしょうか？

A6 特別な事情によって納期限内に町税を納付することが困難になってしまったときは、お早めに税務町民課へご相談ください。

数字のベースとなります。国民健康保険税や介護保険料、保育料などの金額、各種補助金や給付金の給付対象者の判定など、保育や福祉分野においても重要な情報となる必要があります。

給与が主な収入となっている方は、確定申告の代わりに年末調整の手続きをすることによって扶養控除や配偶者控除、社会保険料控除などを受

税金は社会の中を巡る

誰もが快適で健康的な生活を送るために、私たちの身のまわりにはた

けることができます。年末調整は申告と同様に、税金以外の分野にも影響することがありますので、年末時点での状況を正確に記入する必要があります。

くさんの公共物や公共サービスが存在しています。これらを維持し、より充実したものにしていくため、税金は大切に活用されています。

消費税の税率変更など、税金についての話題は毎回大きなニュースとなります。社会情勢や公共事業のニーズなどの変化に合わせて、税の制度も時代とともにさまざまな変化を繰り返しながら今日の仕組みに至っ

ています。

納付すればそれで終わりではなく、その後も形を変えながら、私たちの生きる社会のあらゆる場面で生かされるのが税金です。税について普段から関心を持ち、正しい知識を得ることで、たくさんの数字が並んだ申告書や納税通知書も、少しだけ見方が変わってくるかもしれ

町民税申告相談について

町では、2月上旬から3月15日までの期間、町内各会場で町民税の申告相談をおこなっています。平成30年1月1日現在大江町にお住まいで、下記の要件にあてはまる方は、町民税の申告が必要です。来年1月に配布予定の申告相談日程表をご確認のうえ、お住まいの地区で該当する日時に申告をお願いします。

●申告が必要な方

- 平成29年中に下記のいずれかの所得があった方
[営業・農業・不動産・配当・雑所得（公的年金・個人年金）・一時所得（生命保険の満期）・土地や建物の譲渡所得など]
 - 中途退職などで年末調整されていない給与がある、または2カ所以上から給与などがあった方
 - 医療費・雑損・寄付金などの各種控除を受けようとする方
(例) 入院などで多額の医療費がかかった方、災害などにより住宅に被害を受けた方、ふるさと納税をした方でワンストップ特例の申請をしていない方など
- ※収入がなかった方でも、ご家族の方の扶養になっていない方は申告が必要です。
(健康保険証の扶養とは異なります)

●申告する必要がない方

- 税務署へ確定申告書を提出する方
- 収入が年末調整済みの給与のみの方
- 収入が公的年金収入のみの方で、源泉徴収票の障害者控除や扶養控除などに変更がない方
- 収入がなく、家族などの扶養親族になっている方

●申告に必要なもの

- 給与・年金の源泉徴収票
- 収支内訳書、その他の収入や支出金額のわかる帳簿・書類など
- 印鑑（認印でも可）
- 健康保険、国民年金、生命保険、個人年金、地震保険などの支払証明書や控除証明書
- 寄付金の受領書・証明書など
- 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- 医療費の領収書（「医療費のお知らせ」）や雑損控除を受けるための領収書
- マイナンバーカード（写真付きの物がなければ、マイナンバーがわかる書類と本人確認書類）
- 還付または納税の際の預貯金口座番号（申告者本人名義のもの）
※口座振替で納税される場合は、銀行の届出印も必要になります。

e-Taxで申告してみませんか？

仕事の都合で、税務署に出向いて申告する時間がない方でも、インターネットで所得税の申告や納税などの手続きができます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

【ご利用の流れ】

- ①マイナンバーカードを取得
- ②ICカードリーダーまたはスマートフォンを用意
- ③国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」へ

税に関するお問い合わせ先

- ◆町税について
大江町税務町民課 ☎(6 2) 2 1 1 9
- ◆所得税や確定申告について
寒河江税務署 ☎(8 6) 2 2 4 4
- ◆自動車税などの県税について
村山総合支庁納税課西村山税務室
☎(8 6) 8 1 3 6

この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出が必要ありません。

申告期限は3月15日です。

町では、皆さんに町の財政がどのように運営されているかを知っていただくため、年2回(上半期、下半期)定期的に財政状況をお知らせしています。

今回は、平成29年度上半期(平成29年4月1日から9月30日まで)についてお知らせします。

まちの 財政 状況

◆一般会計の予算額

(単位：千円)

当初予算額	補正予算額	前年度繰越額	予算現額
5,010,000	277,300	167,288	5,454,588

※補正予算の主なもの、ふるさとまちづくり寄附促進事業や藤田工業団地整備事業(操出金)などです。

※前年度繰越額の主なもの、地方創生拠点整備交付金事業や道路改良事業などです。

◆歳入内訳

(単位：千円、%)

区 分	予算現額	収入済額	割合
町 税	736,854	426,729	57.9
使用料及び手数料	73,005	31,304	42.9
繰入金、諸収入ほか	761,582	360,911	47.4
地方譲与税	56,000	16,752	29.9
地方消費税交付金	120,000	79,345	66.1
各種交付金	14,853	10,443	70.3
地方交付税	2,121,200	1,507,564	71.1
国・県支出金	801,594	218,752	27.3
町債(借入金)	769,500	0	0.0
合 計	5,454,588	2,651,800	48.6

※歳入内訳の中で、町税の調定額(納めていただくべき額)に対する収入済額の割合は、51.8%です。

◆歳出内訳

(単位：千円、%)

区 分	予算現額	支出済額	割合
議 会 費	81,214	43,679	53.8
総 務 費	1,075,471	343,663	32.0
民 生 費	1,610,517	481,274	29.9
衛 生 費	221,857	91,738	41.4
農林水産業費	425,475	122,841	28.9
商 工 費	175,325	104,833	59.8
土 木 費	694,626	173,104	24.9
消 防 費	208,817	99,514	47.7
教 育 費	465,826	218,429	46.9
公 債 費	431,072	202,423	47.0
そ の 他	64,388	17,407	27.0
合 計	5,454,588	1,898,910	34.8

◆特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名	予算現額	収入済額	割合	支出済額	割合
国民健康保険特別会計	983,901	432,987	44.0	406,047	41.3
後期高齢者医療特別会計	101,825	37,728	37.1	30,965	30.4
介護保険特別会計	1,131,423	457,931	40.5	420,975	37.2
宅地造成事業特別会計	347,519	169,910	48.9	166,144	47.8
公共下水道事業特別会計	235,940	125,606	53.2	86,754	36.8
農業集落排水事業特別会計	42,900	28,247	65.8	18,238	42.5

◆町の財産状況

土 地	1,508,538㎡
建 物(延床面積)	59,810㎡
道路(町道)・橋りょうの延長	209,523 m
車 輦	80台
有価証券など	7,240万円
積立金(基金)	22億2,230万円
温泉権(4件)	3億4,693万円

※すべての会計の合計。車輦には、除雪車や消防自動車、小型動力ポンプなども含まれています。

◆水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	予算現額	収入(支出)済額	割合
収益的収入	253,900	117,418	46.2
資本的収入	59,250	1,483	2.5
収益的支出	253,900	67,894	26.7
資本的支出	126,488	46,773	37.0



◆町債(借入金)の状況

(単位：千円)

会 計 名	平成28年度末 残高	平成29年度 借入額(見込)	平成29年度 元金返済額(見込)	平成29年度末 残高(見込)
一 般 会 計	5,651,413	757,400	393,921	6,014,892
公共下水道事業特別会計	1,939,229	10,000	139,268	1,809,961
農業集落排水事業特別会計	244,127	0	16,695	227,432
水 道 事 業 会 計	801,169	45,000	33,189	812,980
合 計	8,635,938	812,400	583,073	8,865,265

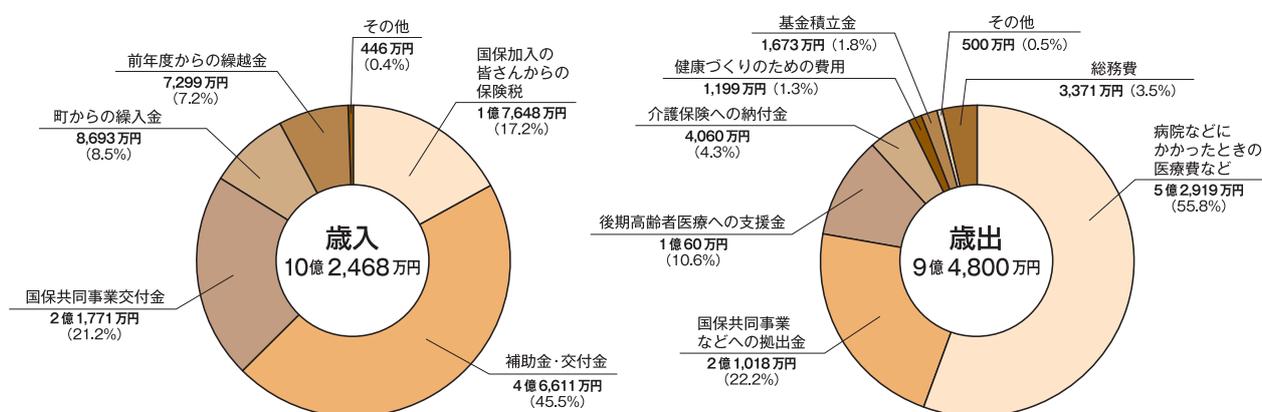
平成28年度の 国民健康保険事業の 運営状況をお知らせします



国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入者である皆さんが国民健康保険税を出し合い、お互いを助け合う制度です。

今回は、平成28年度の国民健康保険事業の運営状況をお知らせします。

1 平成28年度国民健康保険特別会計決算の状況



平成28年度の決算は、歳入歳出差引では7,668万円の黒字(下表③)となり、前年度からの繰越金や翌年度精算金、基金の増減の影響を含めた実質的な収支も1,077万円の黒字(下表⑦)となりました。

歳入の総額は10億2,468万円で、このうち17.2%にあたる1億7,648万円が、加入者の皆さんからの保険税です。前年度より0.2%の微増となっています。国保共同事業交付金は、医療費が増となったことにより3,481万円増加しています。歳入全体の45.5%を占める国や県などの補助金・交付金は、515万円減の4億6,611万円となっています。

一方、歳出の総額は9億4,800万円となりました。歳出に占める割合が最も大きいのが病院などにかかったときの医療費で、歳出全体の55.8%となっています。被保険者数は減少していますが、一人あたりの医療費が増加していることから、前年度より3,999万円増の5億2,919万円となりました。また、国保共同事業などへの拠出金は2億1,018万円で、22.2%を占めています。

年度末の基金残高は、前年度末と比べて1,673万円増の1億8,136万円(下表⑧)となりました。

○決算額の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①歳入総額	11億1,411万円	9億6,030万円	9億6,288万円	10億6,288万円	10億2,468万円
②歳出総額	10億4,289万円	8億4,289万円	8億7,911万円	9億3,088万円	9億4,800万円
③歳入歳出差引(①-②)	7,121万円	9,248万円	8,377万円	7,299万円	7,668万円
④翌年度精算額(交付・返還額)	△1,089万円	△2,041万円	△1,023万円	161万円	△802万円
⑤給付基金繰入額(取崩額)	△5,388万円	0万円	0万円	0万円	0万円
⑥給付基金積立額	1億102万円	800万円	2,185万円	816万円	1,673万円
⑦実質単年度収支(③~⑥合計-(前年の③+④))	4,149万円	1,975万円	2,332万円	922万円	1,077万円
⑧給付基金残高(年度末)	1億2,662万円	1億3,462万円	1億5,647万円	1億6,463万円	1億8,136万円

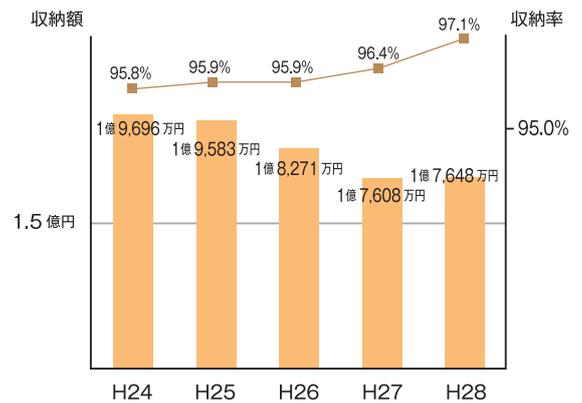
※表示単位四捨五入のため、金額の収支などが一致しない場合があります。

2 国民健康保険税の収入状況

国民健康保険は、皆さんからの国民健康保険税で支えられています。加入者の皆さんが診療を受けたときの医療費の支払いに充てられています。

平成 28 年度の収納額は、被保険者数は減少していますが、収納率（調定額に対する収納額の割合）が向上したことから微増となっています。現年分は97.1%です。

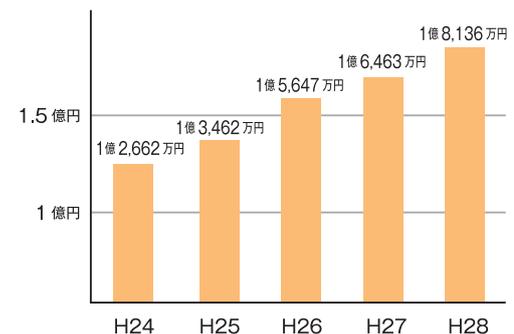
今後も国保制度の健全な運営を支えるため、国保税の期限内納付をお願いします。



3 給付基金残高の推移

給付基金は、国民健康保険事業の安定的な運営のために積み立てをおこない、突発的な医療費の増加などが生じた場合に、歳入不足を一時的に補うためのものです。

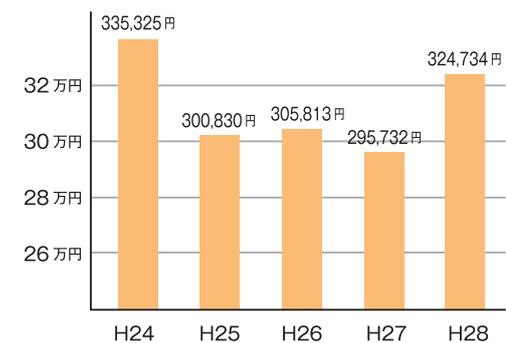
近年は、平成 24 年度の税率改定と平成 25 年度以降の医療費の抑制効果により、基金の取り崩しをおこなわず積み立てができたことにより、基金残高は1億8,136万円になっています。



4 1人あたりの医療費の推移

大江町の医療費は平成 24 年度をピークに減少傾向にありましたが、高齢化・医療の高度化、高額薬剤などの影響で高い伸びになり、平成 28 年度は9.8%増の324,734円となりました。この状況が続けば事業運営を圧迫することになります。

健康診断や各種健康教室を積極的に利用して病気の予防や早期治療をおこない、毎日の生活に運動・食事・休養をバランスよく取り入れて、日頃から健康管理と健康づくりを心掛けましょう。



平成 30 年度から国民健康保険制度の一部が変わります

現在の国民健康保険制度は市町村ごとに運営されていますが、平成 30 年 4 月からは、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を目指していきます。

<変わらないこと> ※これまでどおり町がおこないます。

- ・国保の加入・喪失の手続き、保険証などの交付に関すること
- ・出産一時金や葬祭費などの給付に関すること
- ・国保税の税率の決定や通知・納付に関すること
- ・特定健診などの保健事業に関すること

<変わること>

- ・保険証などの様式が高齢受給者証と一体化します。(平成 30 年度の一斉更新以降)
- ・国保加入者の資格が都道府県単位になります。ただし、資格の管理はこれまでどおり町がおこないます。
- ・高額医療費の多数回該当の通算方法が県単位になります。



交通事故などにあつたときは「第三者行為による傷病届」をお忘れなく!

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、保険証を使って治療を受けることができます。一時的に国保が治療費の支払いを立て替えて、あとから国保が加害者に請求をします。このような場合は、税務町民課国保医療係に必ず届け出るようにしてください。

町職員の給与等の状況をお知らせします

平成29年4月1日現在の町職員の給与等に関する状況について、町民の皆さんに広く理解していただくため、その内容をお知らせします。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況（4月1日現在）

(単位：人)

部 門	職員数		増減	主な増減理由	
	29年度	28年度			
一般行政部門	議 会	1	1	0	
	総 務	25	25	0	
	税 務	7	7	0	
	民 生	18	17	1	保育園増改築対応などのための増
	衛 生	6	6	0	
	農林水産	11	13	▲2	職員の派遣、事務処理体制の見直し
	商 工	4	4	0	
	土 木	8	9	▲1	事務処理体制の見直し
小 計	80	82	▲2		
教 育	19	20	▲1	事務処理体制の見直し	
会計企業部門等	水 道	2	2	0	
	下 水道	3	3	0	
	そ の 他	9	9	0	
	小 計	14	14	0	
合 計	113	116	▲3		

※職員数には、町長、副町長、教育長、および再任用職員は含まれていません。

(2) 退職者数の状況

(単位：人)

区分	28年度			27年度		
	定年	その他	計	定年	その他	計
人数	4	2	6	2	2	4

※その他には自己都合などによる退職を含みます。

(3) 職員採用の状況

(単位：人)

区 分	28年度	27年度
行政職	3	4

※上級、初級および再任用職員です。



2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成28年度一般会計決算）

(単位：千円)

住民基本台帳人口(H29.1.1)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成27年度人件費率
8,583人	5,559,989	886,024	15.9%	14.9%

※人件費には常勤・非常勤特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度一般会計予算）

(単位：千円)

職員数(A)	給 与 費				1人あたり給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
108人	403,722	51,293	150,135	605,150	5,603

- 町長、副町長、教育長、および再任用職員分を含みます。
- 55歳を超える職員(行政職給料表6級)については、給料月額などを1.5%減額しています。
- 職員手当には退職手当は含まれていません。
- 給与費は当初予算に計上された額です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (単位：円)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
町	302,700	335,000	40.3	303,900	326,700	49.2
国	330,531	410,719	43.6	286,833	328,360	50.6

- 給与は、給料および諸手当を含みます。
- 平均年齢の単位は歳です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (単位：円)

区 分		経験年数15-19年	経験年数20-24年	経験年数25-29年
		一般行政職	291,700	358,800
	高校卒	269,500	327,100	359,100
技能労務職	高校卒	-	274,700	287,100

(3) 職員の初任給の状況

(単位：円)

区 分	町	国	
一般行政職	大学卒	182,100	178,200
	高校卒	149,300	146,100
技能労務職	高校卒	143,500	143,500

(4) ラスパイレス指数の状況

区 分	28年度	27年度
町	96.0	95.3
県	101.0	100.8

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。大江町は、県内35市町村中、32番目と低くなっています。

(6) 時間外勤務手当(普通会計) (単位：千円)

区 分	28年度	27年度
支給実績	15,623	16,956
1人あたり平均支給年額	153	158

※選挙費を除く。

(8) 期末手当・勤勉手当

区 分	町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
支給割合	2.55月分	1.65月分	4.2月分	2.6月分	1.7月分	4.3月分
加算措置	役職加算5~15%			役職加算5~20% 管理職加算10~25%		

(9) 退職手当

区分	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
	最高限度	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置		定年前早期退職者に対する特例措置(2~45%加算)	

(11) 特別職の給料(報酬)などの状況

区分	給料など月額	期末手当	退職手当	
給料	町長	820,000円	給料(報酬)月額に40%を加算し、それに月数を乗じた額 (6月期) 1.5月分 (12月期) 1.6月分	給料月額×勤続月数×56.7/100
	副町長	640,000円		給料月額×勤続月数×33.1/100
	教育長	575,000円		給料月額×勤続月数×23.6/100
報酬	議長	320,000円	なし	
	副議長	270,000円		
	議員	255,000円		

※退職手当支給時期は、退職時(任期满了を含む)。

(10) 行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	10人	10.0%
5級	主幹/補佐	10人	10.0%
4級	主査	20人	20.0%
3級	係長	19人	19.0%
2級	主任	22人	22.0%
1級	主事	19人	19.0%
合計		100人	100.0%

※1. 職員数には町長、副町長、教育長および技能労務職、再任用職員は含まれていません。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的なものです。

3 職員研修の状況(平成28年度)

主催および研修内容	回数	受講者数
【村山地域市町職員研修】 新規採用、初級、技能労務職 ほか	5回	12人
【市町村職員研修協議会】 法制、上級、課長研修 ほか	27回	40人
【市町村アカデミー】 公共施設の有効活用 ほか	3回	3人

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

※ 税務町民課において、月曜日は窓口業務を午後6時30分まで延長しています。

(2) 主な休暇制度

区分	期間	
年次有給休暇	1年につき20日付与(未取得日数分は、20日を上限に翌年へ繰越可能)	
病気休暇	90日以内(疾病の内容により、取得可能期間は異なります)	
特別休暇	結婚	7日以内
	女性職員の出産	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 産後8週間(産前の未取得分を加え10週間まで取得可能)
	生後1歳に達しない子の育児	1日に2回それぞれ30分以内の時間
	忌引き	配偶者10日、父母7日など、続柄に応じ連続する1日から10日以内

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成28年度) (単位:人)

区分	降任	休職	免職
処分者数	0	1	0

(2) 懲戒処分者数(平成28年度) (単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法の規定により、法律または条例に特別な定めがある場合を除き勤務時間中は職務に専念する義務があります。職務専念義務が免除される例としては、“研修を受ける場合”“学校などから委嘱を受けて、講演または講義をおこなう場合”などがあります。

(2) 営利企業などへの従事許可

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業や事務に従事することはできません。

(3) 休業などの制度

職員の休業制度には、育児休業、部分休業、自己啓発休業(大学等課程の履修または国際貢献活動をおこなう場合の休業)などがあります。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 保健事業

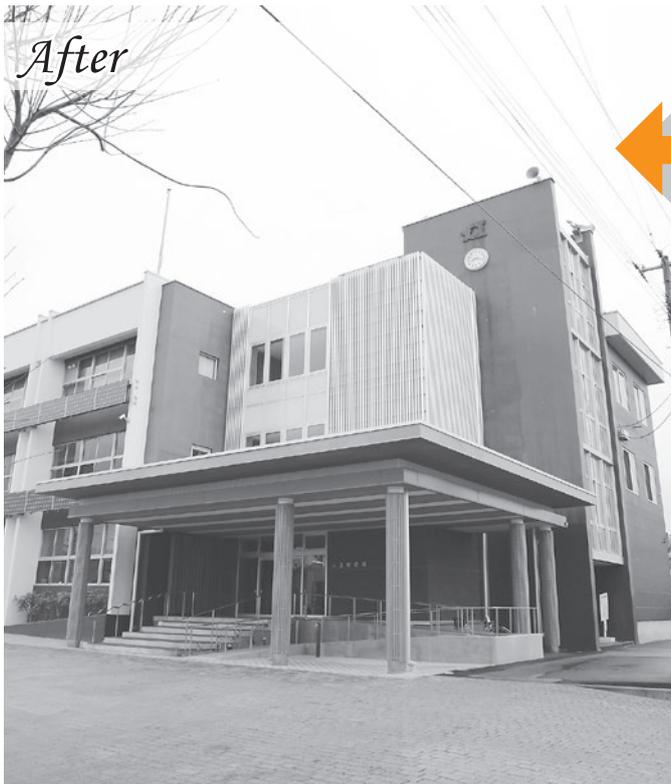
事業名	概要	実施主体
共済総合健診	基本健診(全員)、胃がん検診(30歳以上) 大腸がん・肺がん検診(40歳以上)	町・共済組合
婦人科検診	子宮がん検診、乳がん検診	共済組合
ドック等	節日年齢・退職前ドック助成、 脳ドック助成	互助会

(2) 公務災害の状況(平成28年度)

	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	1	0	1
通勤災害	0	0	0
計	1	0	1

1

■もっと利用しやすい庁舎へ 装い一新 ～役場庁舎エレベーター完成～



▲エレベーター設置後の役場庁舎外観



▲改修前の役場庁舎正面玄関側



▲12月1日開庁前におこなわれた開通式



▲傾斜が緩やかなため安心して利用できるスロープ



▲1階エレベーター入口と玄関ロビー

役場庁舎のバリアフリー化を進めるため、6月から設置工事をおこなってきたエレベーターが完成し、12月1日に正面玄関前で開通式が開かれました。式では渡邊町長、小野祐一町議会議長、町区長会の松田栄一会長（9区）、町老人クラブ連合会の伊藤宗三会長（8区）がテープカットをおこない、同日よりエレベーターの利用が可能になりました。

新たに設置されたエレベーターは11人乗りで、1階から3階までの昇降が可能。エレベーター内には車いす用の操作盤、点字・音声案内も設置され、身体の不自由な方でも安心して利用できるように設計されています。

また、エレベーター設置に伴って玄関と1階事務室入口のドアを自動ドアに改修したほか、玄関

右側には傾斜の緩やかな新しいスロープを設置。エレベーター、スロープはともに「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」の基準を満たす設計になっており、どなたでも庁舎を利用しやすいよう工夫を施しています。

エレベーター棟の増築とともに改装をおこなった正面玄関、各階の乗降ロビーには、町産の西山杉をいたるところに採用し、木の温もりを感じさせるデザインとなっています。雨や雪を考慮して階段とスロープの上部に屋根を設け、また、庁舎の安全対策の強化のために防犯カメラを設置しました。

装いも新たになった役場庁舎の入口。今後、多くの方がよりスムーズに役場窓口を利用されることが期待されます。

2

■消火活動と災害対応に新戦力！ ～消防庁借受車両引渡し式～

総務省消防庁から消防車両が本町に無償で貸与され、11月15日に町から町消防団への引渡し式がおこなわれました。この車両貸与は、消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力をいっそう強化するために本町から貸付を要望したことによるものです。

今回引き渡された車両は、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車で、消火活動をおこなうためのポンプのほか、AED（自動体外式除細動器）や救命胴衣、担架などの資機材を搭載しており、災害発生時の人命救助に力を発揮します。「初期消火や救助をより早くおこなうため、今回車両を貸していただくことになりました。町民の皆さんの期待に沿えるように、団員を指導していきたいです」と話すのは、鈴木直喜消防団長（月が丘）。今回の車両は自動車分団に配備され、これに伴う消防団車両の配置転換により、すべての分団に消防ポンプ自動車が配備されることとなります。



3

■ロコモ予防でいつまでもゲンキを保つ ～平成29年度健康づくり講演会～



▲ロコモ予防のための「花のやまがた しゃんしゃん体操」を体験する参加者の皆さん

町と町国民健康保険が主催する「健康づくり講演会」が、11月25日にふれあい会館でおこなわれました。今年度は県立保健医療大学教授の神先秀人氏を講師に迎え、ロコモティブシンドローム（通称・ロコモ）とその予防法についての講演会を開催。ロコモとは、骨や関節に障害が起き歩行や日常生活に支障をきたす状態のことで、健康寿命の短縮や要介護状態にもつながります。参加者は、体操など実際に体を動かしながらロコモ予防について学びました。

また、この日は無料歯科健診や大腸がんクイズラリー、健康推進活動のパネル展示なども実施。会場入口には町の食生活改善推進協議会による試食コーナーも設けられ、参加者は温かい呉汁などを味わいながらリラックスしたひとときを過ごしていました。

○わかば保育園増築工事請負契約について、これまでの工事費に約440万円を追加し、総額を3億6402万9120円とする変更契約の報告がありました。

《専決処分の承認》

○10月22日投開票の衆議院議員総選挙事務執行のための補正予算として、一般会計の歳入歳出にそれぞれ940万円を追加し、予算総額を52億9670万円とすることが承認されました。

《契約の一部変更》

○藤田工業団地造成工事請負契約について、約1900万円を追加し総額を2億702万5200円とする変更契約が承認されました。

平成29年第5回大江町議会臨時会が、10月31日に開かれました。

《行政報告》

統合後の町立保育園を運営する社会福祉法人の設立準備委員会において、社会福祉法人の名称を「峻嶺会」に決定したことが、渡邊町長より報告されました。

《専決処分の報告》

議会

town council
第5回臨時会



▲ステージ発表の部で美声を披露する大江女声コーラスの皆さん



▲数多くの力作が並んだ中央公民館



▲大江ふれあい剣詩舞会による演舞



▲来場者に花苗を手渡す大江中学校生徒

11/3~5 「静と動」芸術文化の結集

町内の芸術文化団体などが活動の成果を発表する第48回大江町文化祭が、11月3日から5日にかけて開催されました。中央公民館では29の団体と個人の作品が展示され、絵画や書道、手芸などの力作が集合。また、正面玄関前では左沢小学校5年生のチャリティー活動と、大江中学校のボランティアによる花苗プレゼントもおこなわれました。

5日にはふれあい会館でステージの部がおこなわれ、町内で音楽やダンスなどの活動をしている15団体がパフォーマンスを披露。今年は剣舞と詩吟、歌謡と舞踊といった異なるジャンルの団体が合同で発表をおこない、会場を沸かせていました。



11/12 おおえの旬を味わい尽くす

町の旬の味覚などをはじめとする物産が集う「おおえの物産味覚まつり」が、11月12日に中央公民館で開催されました。駐車場には町内の27の商店や団体などからの出店のほか、宮城県亘理町から名物のはらこめしなどの販売ブースも並び、朝からたくさんの方の来場者でにぎわいました。

この日は西山杉の仮設建物で餅まきがおこなわれたほか、多くのお楽しみイベントが開催。また、「おおえブランド」として認定された28の商品が展示・販売され、町の特徴を生かした食品やお菓子などが注目を集めていました。



11/12 秋風とともに5市町を駆け抜ける

第64回西村山地区駅伝競走大会が、11月12日に開催されました。本町からは16名が出場。大泉真尋さん（小漆川）が区間1位に輝き、大沼翼さん（美郷）がこれまでの区間記録を上回りました。

大会結果と出場ランナー（敬称略）

3位／大江A…3時間39分43秒

9位／大江B…4時間12分30秒

A…大泉真尋、菊地道登、小林克志、清野大地、鈴木俊郎、大沼翼、菊地春紀、佐竹隆

B…公平和輝、藤野真矢、佐竹洋介、大森允、今野響、鈴木悠吾、長谷川慎吾、大沼敬浩



11/19 町をホットにする宝が集合

まちづくりのための社会実験イベント「左市」が、11月19日に中央通り商店街で開催されました。このイベントは学生や他県の方の協力のもと運営され、2回目となる今回は宮城県石巻市からも出店。飲食店や体験型などさまざまなブースが立ち並び、雪模様にもかかわらず子どもから大人までたくさんの人々にぎわいました。

出店者のひとりである二戸勝也さん（藤田）は、「商店街を盛り上げたいという若者の意欲が強いです。歩行者天国でにぎわう商店街を、目に焼き付けてほしいですね」と語っていました。



11/3~26 里山の恵みと知恵がつくる物語

山で採れる食材を生かした「森の食堂 七軒物語」が、山里交流館「やまさあーべ」で期間限定の営業をおこないました。この食堂は、山菜やきのこなどの山の幸と、昔ながらの調理法を生かした料理を伝え残そうと、地域おこし協力隊の野木桃子さんを中心に、七軒地区の有志の皆さんが協力して開いたものです。

1カ月限定の営業ながら、週末の営業日はすべて予約でいっぱいになるほどの盛況ぶり。来店した方は、里山の魅力の詰まった定食や焼きたてのピザなどをおいしく味わっていました。



11/19 親子で職場で華麗にプレイ

町の体育協会が主催する大江町民卓球大会が、11月19日に体育センターで開かれました。この大会は、職場対抗、親子、ラージボールの3つの大会を平行して開催しているもので、職場対抗は今回で58回目という伝統あるイベントです。

この日は、各チームがダブルスで対戦。小学生から大人まで、幅広い世代の卓球愛好者が日ごろの練習の成果を競い合い、懇親を深めました。選手たちは、チームメイトから大きな声援を受けながら激しいラリーを繰り広げ、得点が入るたび会場からは歓声があがっていました。



11/26 貴重な海外体験の成果を披露

おおえ国際交流協会による海外研修発表会が、11月26日に中央公民館でおこなわれました。「世界へのとびら」と題したこの会では、山形交響楽団のビオラ奏者・倉田知子さん（みなみ）と、チェロ奏者・渡邊研多郎さんが海外生活の体験談を発表。倉田さんは町の海外研修補助によりウィーンで音楽研修に励み、日本との音楽の違いなどを肌で感じたことについて語りました。

その後、バイオリン奏者の中島光之さんが加わって三重奏が奏でられ、参加者はウィーンのお菓子とともにひとときの異国情緒を味わいました。

「大地を讃えよ……」大江中学校で聴かせていただく、体育館に流れる低い音と高い音が調和した「合唱」のハーモニーは、すてきだ。男女それぞれ2つのパートの混声合唱で、4つの音声を組み合わされ重ねられて完成した合唱は、いつもすばらしいと思う。歌い手、聴き手に、共々の感動を与えている。

しばらくぶりにバイオリンの演奏を聴いた。音楽といわれると、ほとんど知識もないし、楽器にも触れないので、語れるものは何もない、と思っ
ている。ただ、聴いて「すてきな、気持ちがいいな」と思うことはよくある。何が何だかさっぱりわからないものもあるが、今回のバイオリンは、今までのとは音が違って、同時に2つの音が出ているのではないかと、思った。左手指は肩と顎で支えたバイオリンの4本の弦を、まるで指が細かい点を探るように、目にもとまらぬ速い動きだ。右手は弓を持ち、大草原で駿馬がたてがみ1本1本で風を嗅ぎ取るごとく、天を舞うようにしなやかに動いている。「すごいな、せまってくるな」と身を乗り出し聴き入った。
聞けば、演奏していただいた方はブルガリアの天才バイオリニストで、複数の弦で音を出す「重音奏法」という技法らしい——名手だという。曲目はバッハのシャコンヌ、重音を多く取り入れた曲調らしい。1台のバイオリンの「4本の弦と楓の木箱」と「馬の毛の弓」と「松やに」……それぞれを持ち味を生かして音を生み出す演奏技量、1本の弦だけと思えば、時に2本3本と音を重ねる細やかな弦の「合唱」だ。葬送の音は流れて、遺影が「不揃いの山の形に 一筋の光たる道 置き残したり」と語りかけてくるようだ。見渡せば、広くて狭い日本には、いたるところに素晴らしい「合唱のつくり手と聴き手」が満杯だ。

大江町長 渡邊 兵吾

地域おこし協力隊通信 No.39



長い長い冬が訪れました。雪深い地で過ごす初めての冬。「もう嫌」っていうぐらい今年は雪を見るんだろうな—と思いつつ、きれいな雪景色に見入ってしまいます。

私の出身地である大阪では、雪が積もるのは10年に1度ぐらいで、積もっても3cm程度。しかし七軒地区では2mの積雪があるそうです。これからこの雪でどんな楽しいことができるのだろうか？ そして来年はどんな年になるのだろうか？ と考えながら、今年を振り返ってみました。今年の4月に移住して、右も左もわからない私に「俺の知っていることならなんでも教えてやる」と地域の歴史や暮らし方を教えてくれたり、「一人暮らしなんだから、ろくなもの食べてないべ？」と野菜やおいしい料理などをいただいたり、本当に地域の方々から気にかけてもらい、助けてもらいながら暮らした8カ月間でした。

また、田んぼや畑、地域行事やお祭り、山菜採りや味覚狩りなど、私にとっては初めてづくしで、何をやるにも地域の方が教えてくれたり、手を差し伸べてくれたり。毎日。さて、ではこれから自分は何ができるのか？ 地域にどう恩返ししていくのか？

地域おこし協力隊 村中亮竜



▲初めて関わった「やまさあーべ」の田んぼ作り

短歌

三部落早朝からの花植えに色とりどりの美しきなり 松田 靄

故郷は木々の葉も落ち寒空にちっちゃな小屋がぼつんとひとつ 佐竹磨砂湖

半生の喜怒哀楽の記されし日記の並ぶ本棚ひとつ 山家 重之

南天に初雪積もり紅白の頭をもたげ重たさに耐え 長岡かづ子

ぎこちなく轆轤をまわし清水焼出来る楽しみ私の作品 菊地つねよ

街並の燈火親しむ夕暮に流るるメロデータやけ小焼 佐竹 與鼓

嫁菜と、誰が言ひしかしらねども晩秋の野に今年も咲けり 斎藤 徳治

俳句

食欲の秋穀食べて若くなり 鴨田富士夫

窓開けば清浄世界初雪来 阿部 一風

山茶花や山道香る盛りなり 松田 靄

日記果つ未見の我に会へずして 山家 重之

大白菜赤子のやうに抱きをり 清野今日子

味はふはその儘がよし今年酒 舟山 三男

小雪に縄を引き摺る漢かな 伊藤 啓泉

吟遊浪漫

ぎんゆうろまん

※このコーナーに掲載ご希望の方は、毎月20日(必着)まで役場総務課に作品をお寄せください。



Youthful トーク

さがえ西村山農業協同組合に勤務して2年目の齋藤さん。担当業務は、肥料や農業用資材の発注・配達、青果物の出荷作業、家電の販売など多岐に渡ります。「まだ勉強しながらの対応になることもあるのですが、苗から作物を出荷するまでの過程を、農家の方と一緒に体験して喜びを分かち合えるのは嬉しいです」

小学生のころから駅伝の練習に参加し、また高校までバスケットボール部に所属していたという齋藤さん。現在もバスケットチームの練習に参加するなど、プライベートも活動的です。

「そばが大好きで、町内のそば祭りにも行きました。そばを食べて、スポーツで燃やして、そのパワーで毎日生きているという感じがします(笑)」

同年代の仲間が町のイベント運営などに関わっているのを見て、齋藤さんも大きな刺激を受けたといいます。

「今まで育てていただいた町なので、今度は私たちが町づくりの核になれるように、頑張っていきたいですね」

齋藤 勇介さん (24歳・下モ原)

地域と農業とともに歩んでいく

シリーズ企画

月刊 仲間とエンジョイ!

No.12

町内でスポーツや文化活動などを楽しんでいる皆さんをご紹介します。

大江町歴史研究会 会長：村上宗紀さん(6区)

昭和61年に発足した大江町歴史研究会は、休止期間を挟みながら約30年にわたって町の歴史や地理について探究してきました。現在の会員数は約40名。独自のテーマに沿った学習会を年に数回おこなっています。資料に基づいた学習だけではなく、年に一度の研修旅行として、町の歴史にゆかりのある史跡を巡る旅をおこなっています。

現在、歴史研究会の学習会はおおえ町民大学「ぶくらすカレッジ」の歴史研究講座を兼ねて開かれています。会員やぶくらすカレッジ受講者以外の方も受講できますので、歴史に興味のある方は参加してみてもいいかもしれません。



▲大江町歴史研究会の皆さん



▲第3回学習会では「ある左沢足軽の戊辰戦争」について学びました

お知らせ

Information

本醸造生酒・大江錦
「初しぼり」をご賞味ください！

毎年好評を得ている、その年の新米を使って仕込まれた大江錦「初しぼり」を発売します。また、本格焼酎「舟唄の里」も好評発売中です。ぜひお買い求めください。

- ◆価格／2106円(1・80・化粧箱別売)、1000円(0・720・化粧箱別売)、432円(0・30) ※価格はすべて税込
- ◆発売日／12月17日(日)ごろ
- ◆発売場所／町内の各酒販店
- ☎大江町観光物産協会 ☎(62)2139

「在宅介護食」について学ぼう！ 講話と調理実習

高齢者は食が細くなりがちです。必要な栄養素の不足や偏りは体調を崩す原因であり、食欲は心身のバロメーターともいえます。食べる楽しみを実感できる介護食を学べます。

◆対象／町内で在宅介護をしている方、介護食に関心のある方(先着15名)

◆日時／平成30年1月17日(水)10時～13時

◆会場／保健センター
 ◆内容／講話と調理実習(講師・一般社団法人ゆにしあ 管理栄養士 宗片恵理氏)

◆持ち物／エプロン、三角巾、筆記用具

◆参加費／無料
 ☎健康福祉課保健衛生係 ☎(62)2114

居場所づくりのための「いきいき100歳体操」講座

「いきいき100歳体操」は、週1回程度定期的に体を動かすことで老化のスピードを遅らせる体操です。認知症予防にも良いとされており、全国各地で実施されています。

このたび、県のインストラクターの指導を受けられることになりました。地域の人やお友達と一緒に実践してみたい方、ぜひご参加ください。

◆日時／12月22日(金)13時～15時

◆会場／中央公民館

◆内容／県インストラクターによる居場所づくりについての講話と体操実技

☎地域包括支援センター(健康福祉課内) ☎(62)2114

冬期間の漏水にご注意ください

冬期間は、積雪のため漏水を発見しづらく、低温による凍結で水道管や蛇口の破損などにより漏水しやすい環境となります。また、冬期末検針地域および積雪や雪囲いなどのため水道メーターを確認することができないお宅では、期間中の検針をおこなわず、推定検針となります(期間終了後の検針で推定使用量と実際の使用量の差を精算します)ので、特に注意が必要です。

トラブル防止のため、雪が積もる前に漏水などの確認および凍結予防の点検をお願いします。

◆確認の手順

1. 蛇口をすべて閉める。
 2. 水道メーターのパイロット(銀の輪状のもの)が動いているか確認する。
- ※水が流れない状態なので、通常パイロットは動きません。動いていれば漏水です。



◆漏水とわかったら

町指定給水装置工事店に連絡して修理してください(修理代金は個人負担です)。漏水した水道料金は原則として個人負担になりますが、状況によっては申請により軽減できる場合があります。

◆長期不在時には水道の休止(閉栓)手続きを

仕事や家族の都合で自宅(借家・アパート)を長期間不在にする場合や、長期間水道を使用しない場合は、漏水などの予期せぬトラブルを防ぐため休止手続きをおこなってください。休止手続きをおこなうことで、毎月の料金はメーター使用料のみになります。

☎建設水道課庶務係 ☎(62)2117

20代・30代対象！ 健康教室と検診・検査を実施します

若い方に健康意識を高めていただくため「ワンコイン(500円)で受けられる健康教室と検診・検査」を実施します。がんの正しい知識や予防について、健康な今こそ考えてみませんか？

◆期日／12月～平成30年3月(月2回)

◆会場／やまがた健康推進機構山形検診センター(山形市蔵王成沢)

◆所要時間／1時間程度

◆対象者／20歳代・30歳代の方

◆検診・検査／大腸がん検診、肺がん検診、胃リスク検査、乳房超音波検査(女性のみ)

◆料金／各検診・検査500円(税込)

☎やまがた健康推進機構山形検診センター ☎023(688)6511

12月は山形県障がい者差別解消強化月間です

県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障害の有無にかかわらず互いを尊重し合い、共生する社会を目指す取り組みを進めています。このたび、12月を「山形県障がい者差別解消強化月間」と定め、障害や障害者の理解促進などにつながる周知啓発活動やイベントなどを予定しています。この機会に、障害や障害のある人への関心を持ち、理解を深めてみましょう。

健康福祉課福祉係 ☎(62)22285

シニアの方の就業を応援する無料技能講習会のご案内

- ◆講習名/フォークリフト資格取得
 - ◆開催期間/平成30年1月16日(火)~19日(金)
 - ◆会場/建設業技能安全センター(寒河江市白岩)
 - ◆定員/15名
 - ◆対象/55歳以上のハローワーク登録カードをお持ちの求職中の方
 - ◆申込方法/ハローワーク配置のパンフレット添付申込書にて
 - ◆締切/12月25日(月)
- 山形県シルバー人材センター連合会 ☎023(626)3566

マイナンバーカード作ってみませんか?

町では、平成30年1月末までをマイナンバーカード取得促進期間としています。今後、マイナンバーの提示を求められる機会が多くなりますので、マイナンバー通知カードを失くしてしまった人も、この機会にカードを作りましょう!



顔写真さえあれば、初回は無料で作れます。窓口でチラシを配っていますので、ぜひご相談ください。

- ★マイナンバーカードのメリット★
- ①公的な身分証明書として利用可能!
- ②マイナンバーカード作成は無料!
- ◆持ち物/顔写真(縦4.5×横3.5cm)、印鑑
- ☎税務町民課戸籍年金係 ☎(62)2113

やまがた出会いサポートセンター 出会い支援サービス事業

「やまがた出会いサポートセンター」とは、県内の人口減少・少子化の進行に歯止めをかけるため、結婚を望む方々の出会いの機会拡大を目指し、山形県、県内市町村、関係団体が平成27年4月に設立した組織です。

「出会いの機会がない」「本気で結婚を考えている」という方、まずはホームページをご覧ください。
<http://www.dsc-yamagata.jp/>

出会い支援サービス山形センター ☎023(687)1972

善意いただきました

本町出身で千葉県在住の大瀧 学様より、起業支援に役立ててほしいと、11月13日に2千万円の寄付をいただきました。寄付金は、町内の起業促進の事業のために、今後有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



ふとした機会に古い写真を見て、身近な人物や風景の変化の大きさに驚いたことはないでしょうか。普段は目にも留めないような、小さな変化が10年、20年と積み重ねられるうちに、気がついたときには想像の範囲を超えるような大きな変貌を遂げていることもありま

す。逆の見方をすれば、毎日通る道、毎日眺めている風景でも、やがて大きな変化へと至る可能性を秘めた、ごくごく小さなミクロ単位の変化を続けているのかもしれない。

11月12日に「左市」とともに催された企画として、昭和初期の左沢の街並を振り返る写真展がありました。モノクロフィルムに焼き付けられた半世紀以上前の左沢は、今の私たちが見知った町とはあまりにもかけ離れた光景で、一見すると別世界のようにすら感じられます。しかしそれは、連続と続く時間の流れの中の1コマを切り出したもの。もしも、遠い昔からこの町に暮らしてきた人々の、何十年、何百年という生き様のリレーを追うことができたなら、何気ない日常の営みと、その中で生まれた小さな変化の繰り返しこそが、現在の街並を形作った原動力なのだと思えてきそうです。

文化祭に始まり、町内のイベントが目白押しだった11月。映写機のフィルムのように絶えず移り変わる時間の1コマを、今度も垣間見ることができましたように思います。(伊藤智治)

思い出の まいぞうひん My藏品

No.26

皆さんの心に残る思い出の品を、それにまつわるエピソードとともに紹介します。



▲直径約50cmのこね鉢に、打ち棒、包丁、駒板のそば道具一式。一つひとつが結城さんの思いのこもった大切な品です



▲21回目となる「小新新そばまつり」の舞台裏。町内各地のそば名人が腕によりをかけた



▲「おいしく食べてもらえるのが何よりの喜び」と語る結城さん

小新公民館の活動として手打ちそばをやるということになり、地域の人たち4、5人で柳川そば道場の先生に指導を受け、そば打ちを始めたのがおよそ30年前。地区行事として何年か続けた後に、おいしいそばを他の地域の皆さんにも味わってもらおうと始まったのが「小新新そばまつり」です。

私の持っている「こね鉢」と「打ち棒」は、かつて宮大工をしていた方が作ったもので、厳選されたヒバできています。そば打ちの道具は、どれも長年使っていると愛着が湧いてくるものですね。

(小新 結城順二)

★皆さんの思い出の詰まった「宝物」はありませんか？懐かしい写真、長年愛用している道具、旅先で購入した記念の品など、なんでも結構です。総務課情報システム係☎(62)2187まで、ぜひお知らせください。

戸籍のまど

10月21日～11月20日受付分

お誕生おめでとう

区名	氏名	性別	父母名
藤田	大場 陽仁 ^{あきと}	男	晋一朗・祥子
月布	荒木香成 ^{かなた} 汰	男	健信・明日香

ご結婚おめでとう

区名・出身地名	氏名
(寒河江市 7区)	國井 傑 安食 優澄

ご冥福を祈ります

区名	氏名	年齢
13区	菊地ハチエ	(88)
藤田	宇井 茂雄	(81)
柳川平	大場 秋	(78)
若原	林 一利	(81)
9区	小北 勝敏	(85)
3区	荒川しげの	(94)
小漆川	公平 藏治	(94)



人口と世帯(前月比)

町の人口	8,425人(-20)
男	4,174人(-10)
女	4,251人(-10)
世帯数	2,932戸(-10)

平成29年12月1日現在

※掲載を希望しない場合は、届け出の際にお申し出ください。